

共同開発協定書（案）

山陽小野田市(以下、「市」という。)、小野田商工会議所(以下、「商工会議所」という。)、株式会社山口銀行(以下、「銀行」という。)、及び●●株式会社(以下、「事業パートナー」という。))は、市が所有する山陽小野田市商工センターが所在する土地(以下、「商工センター跡地」という。))及び山口銀行小野田支店が商工センター跡地に建設される新施設(以下、「リーディング施設」という。))に移転した後の跡地、その他の市が所有する土地の再開発プロジェクト(以下、「本プロジェクト」と総称する。))に関し、以下のとおり協定(以下、「本協定」という。))を締結した。

第1条（目的）

本協定は、本プロジェクトに関し、現時点において当事者間でなされている合意内容を明確化することを目的とする。

第2条（商工センター跡地の開発）

- 各当事者は、本プロジェクトの最初の事業となる商工センター跡地の再開発事業(以下、「リーディングプロジェクト」という。))に関し、以下の通り合意していることを相互に確認する。
 - リーディングプロジェクトにおいては、PPP手法の一つである「LABV(Local Asset Backed Vehicle)」の手法を用いて、リーディング施設を建設し、その施設の運営、維持管理を行うものとする。
 - リーディングプロジェクトを行う主体として、LABV共同事業体(以下、「共同事業体」という。))を設立し、市は共同事業体に対して商工センター跡地を現物出資し、他の当事者は必要な事業資金を出資又は融資するものとする。
 - リーディング施設は、①出張所及び市民活動センター(会議室を含む。)、②中央福祉センター、③地域職業相談室、④交流広場、⑤小野田商工会議所、⑥山口東京理科大学学生寮、⑦山口銀行小野田支店、⑧民間テナントの機能を有するものとする。
 - 商工センター跡地に既存する建物の解体及びリーディング施設の建設並びにリーディング施設の管理運営については、共同事業体の名義により、その委託を受けた事業パートナーが自ら又は第三者をして行うものとする。
- 前項に定めるリーディングプロジェクトを実行するために必要な諸条件については、当事者間で別途締結する各種契約(以下、「リーディングプロジェクト契約」という。))において定めるものとする。

第3条 (共同事業体の設立)

- 1 各当事者は、本協定締結後、令和4年〇月を目途に、共同事業体を設立することに合意する。
- 2 共同事業体の会社形態は合同会社とし、出資比率、出資の方法、議決権の行使に関する事項その他共同事業体の設立及び運営に必要な事項については、各当事者間で別途協議の上定めるものとする。

第4条 (連鎖的事業)

- 1 各当事者は、本プロジェクトの一環として、リーディングプロジェクトのほか、山口銀行小野田支店の所在地、山陽小野田市高栄にある市有地（高砂用地）、及び中央福祉センターの所在地についても、本プロジェクトの連鎖的事業として再開発等を行うことが想定されていることを相互に確認するものとする。
- 2 前項に規定する事業(以下、「連鎖的事業」という。)の具体的な内容、進行方法等については、リーディングプロジェクトの開始後、各当事者間で別途協議の上定めるものとする。
- 3 連鎖的事業を実行するために必要な諸条件については、当事者間で別途締結する各種契約(以下、「連鎖的事業契約」という。)において定めるものとする。

第5条 (最終契約の締結)

各当事者は、前3条に規定される本プロジェクトの諸条件については、現時点での各当事者間の合意事項であり、リーディングプロジェクト契約及び連鎖的事業契約(以下、「最終契約」と総称する。)の締結に際し将来的に変更される可能性があることを相互に承認するものとする。

第6条 (秘密保持)

- 1 本協定に関連して他の当事者(以下、「開示者」という。)の技術、営業、事業戦略、人事、財務及び個人情報を含む一切の情報(以下、「秘密情報」という。)の開示を受けた当事者(以下、「受領者」という。)は、開示者の書面による事前の承諾なくかかる秘密情報の第三者への開示を行わないものとし、また、本プロジェクトの遂行以外の目的で使用してはならないものとする。但し、以下の各号に該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 開示者の開示時点で、既に公知又は一般に入手可能であった情報
 - (2) 開示者の開示時点で、既に自己が所有していた情報
 - (3) 開示者の開示後に、自己の責めによらない事由により公知又は一般に入手可能になった情報
 - (4) 第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に入手した情報
 - (5) 秘密情報を用いずに自己が独自に開発したことを証明し得る情報

- 2 前項の規定にかかわらず、受領者は、弁護士、公認会計士、税理士等、本プロジェクトに関する自己のアドバイザーで法律上当然に守秘義務を負う者、及び本プロジェクトの遂行のために秘密情報を知る必要がある自己の役職員(但し、本協定に定めるのと同等級以上の守秘義務を課している者に限る。)に対し、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとする。
- 3 本条の規定は、本協定が解除その他の理由により終了した場合においてもなお有効とする。

第7条 (解除)

- 1 各当事者は、最終契約の全部又は一部について協議が整わない場合その他本プロジェクトの遂行が困難と合理的に判断する場合には、他の当事者全員に書面により通知することにより、本協定を解除することができるものとする。
- 2 本協定が解除された場合において、共同事業体がすでに設立済みの場合、共同事業体の設立に際して締結された最終契約の内容に従い、共同事業体の解散その他必要な措置を講じるものとし、各当事者はこれに協力するものとする。
- 3 事業パートナーの責めに帰すべき事由により、市、商工会議所又は銀行が第1項の規定に基づき本協定を解除した場合、事業パートナーは、かかる解除により市、商工会議所及び銀行に直接生じた損害を賠償するものとする。
- 4 市、商工会議所又は銀行の責めに帰すべき事由により、事業パートナーが第1項の規定に基づき本協定を解除した場合、市、商工会議所又は銀行は連帯して、かかる解除により事業パートナーに直接生じた損害を賠償するものとする。

第8条 (譲渡禁止)

各当事者は、他の当事者全員の書面による同意なく、本協定における当事者としての地位又はこれに基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部につき、第三者に、譲渡若しくは移転し、承継させ、又は担保設定その他の処分をすることはできないものとする。

第9条 (誠実協議)

各当事者は、本協定に定めなき事項に関して、民法その他の法令の規定及び取引慣行に従い、誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

第10条 (裁判管轄)

各当事者は、本協定に関する一切の紛争について、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本協定の証として、本書4通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、それぞれ原本を保有するものとする。

年 月 日